

グラスワールドダクト工業会賛助会【細則】

(賛助会員の資格)

第1条 グラスワールドダクト工事に材料、機器の販売業者又は製造業者であること。

(総会)

第2条 賛助会員は本会の総会に出席することができる。ただし、議決権、選挙権、被選挙権はないものとする。

(事業への参加)

第3条 役員会の決定により、会則第4条の事業に参加することができる。

(加入と資格喪失)

第4条 加入と資格喪失は会則第6条の事業と第7条を準用する。

(会費)

第5条 通常年会費は20,000円とする。